

## 投資信託受益権振替決済口座管理約款

### (約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権（当社の自らの募集に係る受益権に限る）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます）を口座管理機関たる当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

### (振替決済口座)

- 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます）とを別に設けて開設します。
  - 3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

### (振替決済口座の開設)

- 第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、当社所定の方法によりお申込みいただきます。その際、本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。
- 2 当社は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設いたします。
  - 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによる他、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約款に係る書面の提出があったものとして取扱います。

### (個人情報等の取扱い)

- 第4条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規程により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱いします。
- 2 米国政府及び日本政府からの要請により当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。  
①米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（当社へのお届事項）

第5条 当社所定の方法によりお申込みされた氏名、住所、生年月日等をもって、お届けの氏名、住所、生年月日等とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、以下の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその機構が定めるもの
- (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
- (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
- (5) 償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
- (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機構等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます）を行うための振替の申請においては以下に掲げる日において振替を行うもの
  - ①収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます）
  - ②収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
  - ③償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
  - ④償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
  - ⑤償還日
  - ⑥償還日翌営業日
- (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、以下に掲げる事項を当社所定の方法により記名・捺印してご提出ください。

- (1) 減少および増加記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
- (2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
- (4) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- (5) 振替を行う日

- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位(同約数において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が一口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします)となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、振替先口座をお客様の振替決済口座として提示してください。

(他の口座管理機関への振替)

- 第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、お客様から振替の申出があった投資信託受益権について、当該他の口座管理機関が、当社自らの募集または私募にかかわる銘柄の口座管理機関として、当社から指定されていない場合、当社は振替の申出を受け付けることがあります。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

- 第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の認定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

- 第9条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は、当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。

(償還金、解約金および収益分配の代理受領等)

- 第10条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(お客様への連絡事項)

- 第11条 当社は、投資信託受益権について、以下の事項をお客様にお知らせします。
- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限り）
  - (2) 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、当社が法令等の定めにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、これを当該報告に代えるものとし、その内容にご不審の点があるときは、速やかにTORANOTEC 投信投資顧問株式会社お問合わせ窓口にご連絡ください。
  - 3 当社にお届けのあった氏名、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
  - 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投

資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

（お届事項の変更手続き）

- 第12条 お届事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、本人確認書類をご提出願うことがあります。
- 2 前項によりお届けがあった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の住所、氏名等とします。

（当社の連帯保証義務）

第13条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります）に対して負うこととされている、以下に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- （1）投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務。
- （2）その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第14条 当社は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が自ら募集または私募を行っていない銘柄については取り扱いません。

（解約など）

第15条 以下の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第6条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金していただくことがあります。

- （1）お客様の総合取引契約が解約された場合
- （2）お客様がこの約款に違反したとき
- （3）総合取引約款に定める総合取引の扱いが解除または終了となった場合
- （4）お客様がこの約款の変更不同意なとき
- （5）お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

(6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただく場合があります。

(解約時の取扱い)

第16条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第17条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第18条 当社は、以下に掲げる場合に生じた損害についてはその責を負いません。

(1) 第12条第1項によるお届けの前に生じた損害

(2) お客様のお届事項について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(4) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合に生じた損害

(5) 第17条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(約款の変更)

第19条 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、民法548条の4の規程に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに本ソフトウェア上のお知らせ画面、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上